

# 令和元年度における森林環境譲与税の取組状況について

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

今年 10 月、令和元年度における森林環境譲与税の取組状況について（総務省・林野庁）が公表された。東京都と東京都市区町村の譲与実績（令和元年度分）は、東京都は都道府県の中では最も多く、市区町村も北海道について 2 位、譲与額合計も北海道に次いで 2 位の多さである（北海道の市町村は別格である）。

東京都の譲与実績 1 億 4403.7 万円の用途一覧は産業労働局のHPに掲載されているが、市区町村の用途一覧表はなく、令和元年度都区財政調整算定結果を知ることができるだけである。そこで市区町村の用途については伊藤が各市区町村のHPをあたって作成した。

現在 2021 年度（令和 3 年度）の予算編成が行われているが、今後の市区町村における論議に参考にしていただければと思う。

## 1. 令和元年度における森林環境譲与税の取組状況（総務省・林野庁）

### ■ 取組状況の報告の趣旨（「はじめに」より）

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、創設された。

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、地方団体（都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。））に対し、令和元年 9 月 30 日に森林環境譲与税の譲与が始まり、令和元年度においては、総額約 200 億円（市町村 160 億円、都道府県 40 億円）が譲与されたところである。

本取組状況は、森林環境譲与税を財源として地方団体が行った取組について、各地方団体における決算の議会への提出・公表（※）にあわせ、実績の速報値として、国が独自に取りまとめたものである。

（※法第 34 条第 3 項に基づき、地方団体は決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の用途に関する事項について、インターネット等により公表しなければならない。）

森林環境譲与税の用途について、法第 34 条の規定により、市町村においては、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされている。

このため、本取組状況においては、これらの使途に沿って内容を取りまとめた。(下線は総務省・林野庁)

## ■ 報告の構成

- 森林環境譲与税の譲与実績（令和元年度分）
- 森林環境譲与税の譲与額の状況（市町村分）
- 森林環境譲与税の使途について（市町村分①～②）
- 森林環境譲与税を活用した取組状況
  - （間伐等の実施）
  - （間伐等に向けた意向調査）
  - （その他里山林等の整備）
  - （路網の整備）
  - （人材の育成・確保）
  - （木材利用・普及啓発）
- 市町村の体制の状況について
- 森林整備の推進に向けた体制整備の取組事例
  - ①（長野県・木曾広域連合）
  - ②（熊本県御船町）
- 市町村における税活用の基本方針等の作成事例
- 森林環境譲与税の使途の傾向（都道府県）
- 森林環境譲与税による市町村支援の取組状況（都道府県）
- 森林環境譲与税による人材育成等の取組状況（都道府県）

<参考>

- ・ 森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ
- ・ 森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

## ■ 首都圏市区町村の紹介事例

- **【埼玉県秩父市】<森林経営管理制度を活用した間伐の実施>**
  - ・ 秩父地域1市4町の「秩父地域森林林業活性化協議会」内に「集約化推進室」を設置。2名の推進員が各市町と連携しながら、9年間で意向調査や境界確認等を実施する計画。令和元年度は、1市4町で意向調査（約2,142ha、1,065名）を実施し、1市3町で経営管理権集積計画を公告（59件、95ha）。令和2年度に再委託先を決定し、森林整備を実施予定。
  - 【事業費】**4,036千円（全額譲与税。1市4町で8,000千円拠出）

- ・ 令和元年6月、全国初となる経営管理権集積計画（2件、3.88ha）を公告し、秩父市が経営管理権（15年）を取得（森林所有者から市に経営管理を委託）。このうち、林業経営が成り立たない森林について、市が測量・資源調査、間伐を実施（令和元年度は2.25ha実施）。

【事業費】2,710千円（全額譲与税）

○ **【東京都豊島区×埼玉県秩父市】**＜自治体間連携による森林整備でのカーボン・オフセットや交流＞

- ・ 豊島区では、当年度予算における新規・拡充事業の中の木材利用や森林の普及啓発事業に森林環境譲与税を充当することとし、充当しきれなかった金額は将来的な公共施設での木材利用を想定し基金へ積み立てる方針。
- ・ 令和元年度は、「自治体間連携によるカーボン・オフセット事業」を充当対象事業とした。姉妹都市である埼玉県秩父市と森林整備協定を締結し、秩父市の森林を「としまの森」として整備（除伐0.5ha、遊歩道整備200m）。埼玉県のCO<sub>2</sub>吸収量認証制度を活用し、5.7t-CO<sub>2</sub>の二酸化炭素吸収量認証を受けた。森林整備を実施することにより、区ではCO<sub>2</sub>排出量の削減と区民の環境教育の場ができ、秩父市は市有林の再生と林業の再興ができ、相互の環境面におけるメリットが生まれた。

【事業費】3,850千円（うち譲与税2,001千円）

- ・ 「としまの森」を活用した環境交流ツアーを実施。34名の参加者のうち、75.8%が「環境意識が高まった」と回答。

○ **【秋田県北秋田市×東京都国立市】**＜自治体間連携による森林整備＞

- ・ 北秋田市では、森林環境譲与税を活用した取り組みの一つとして、北秋田市と友好交流都市である東京都国立市との間で、都市と山村が連携した森林整備事業を実施。
- ・ 令和元年度は、森林・林業の役割や木材利用に対する理解と関心を高めることを目的に、国立市の子どもと、地元北秋田市の子どもが共同で森林整備活動（植林）を実施（植林活動0.2ha、スギのコンテナ苗600本）。総勢54名が参加。

【事業費】2,582千円（全額譲与税（北秋田市））

○ **【神奈川県川崎市】**＜公共施設や不特定多数の市民利用施設の木質化＞

- ・ 川崎市では、誰もが木の良さを身近に感じられる「都市の森」の実現に向けて、森林環境譲与税を活かし、①公共建築物への木材利用促進、②民間建築物への木材利用促進、③地方創生に向けた連携事業の3つの柱を中心に展開する方針。
- ・ 令和元年度は、公共施設（中原区役所）の一部を木質化。また、民間建築物（2件）について、不特定多数の市民が集まる店舗等に対して木質化の支援等を実施。
- ・ その他、他都市や民間事業者と連携して、公共空間を活用した木育イベントを実施。

【事業費】

- ・ 公共施設の木質化：7,997千円（全額譲与税）

- ・木質化の支援：5,000千円（全額譲与税）
- ・木育イベント：1,000千円（全額譲与税）

## 2. 東京都の用途

東京都の用途は、区市町村支援、森林整備の支援、木材使用推進、普及啓発の5つに区分され、人材育成・担い手の確保は3事業、その他は核事業なので、事業数は7つになる（参考資料参照）。

なお、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律は、森林環境譲与税の用途を以下のよう

### 1. 市町村に係る森林環境譲与税の用途

- ① 森林の整備に関する施策
- ② 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

### 2. 都道府県に係る森林環境譲与税の用途

- ① 当該都道府県内の市町村が実施する1①②に掲げる施策の支援に関する施策
- ② 当該都道府県内の市町村が実施する1①に掲げる施策の円滑な実施に資するための1①に掲げる施策
- ③ 1②に掲げる施策

7事業のうち、金額が1千万円以上の事業は次の2事業である。

- ・ 森林整備の支援－島しょ観光資源・林産物生産振興 29,301千円
- ・ 木材利用促進－公共施設木質空間創出事業 88,986千円

今後の展開を考えると、7つの事業それぞれの、より具体的な用途（支援先等の自治体、団体等）を知る必要がある。詳細な用途一覧の公表を求めたい。

## 3. 市区町村の用途

都内市区町村（島しょを除く）の用途をホームページ上で公表している自治体は、別紙一覧表のとおりである。用途の公表は法によって以下のように義務づけられている。速やかな公表を求めたい。

### ○ 用途の公表

市町村及び都道府県の長は、決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の用途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないものとする。

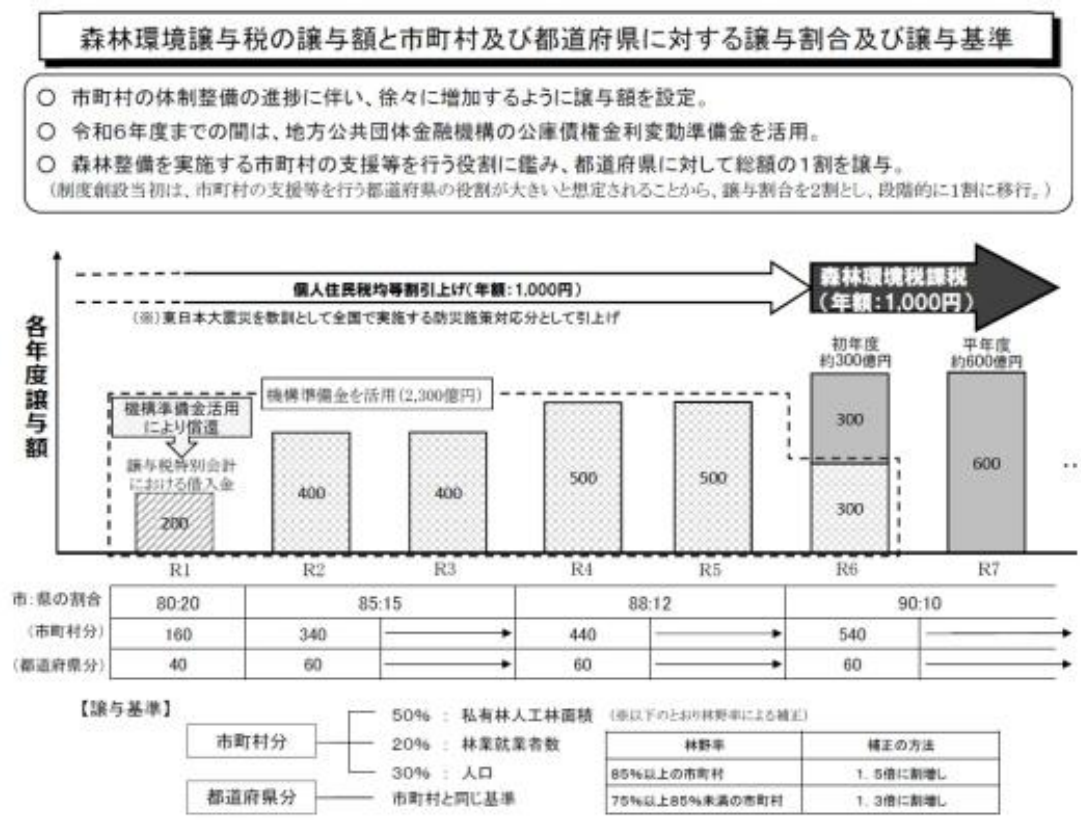
事業として多いのは森林整備に関するものであるが、事業内容は自らの自治体内の公園や緑地等整備に充てるところと、他の自治体との連携、交流などに充てるところとがある。

他の自治体との連携、交流は国の事例紹介に掲載された豊島区や国立市だけでなく、千代田区、新宿区、品川区、世田谷区など区部に多い。自らの区内に森林等が少ないことの表れともいえる。自区市内で取り組む港区、目黒区、足立区、小金井市なども参考になると思われる。

木材利用の促進を上げている自治体も多い。学校などの公共施設の整備にあたって、多摩産材などの木材利用、活用である。その他、基金積み立ても多く、とりわけ多摩地域に多いように思われる。当然ながら、基金の目的は法で明示した用途のために積み立てることが明示されている。

▽ ▽ ▽

森林環境税は、令和6年度（2024年度）から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額1000円が課税される。その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される。



今年度は上図のように、森林環境税は徴収される令和6年度（2024年度）の前倒しであり、翌年度（2025年度）から平年度化すると、税収は600億円が見込まれている。今年度の財源は200億円であったから、2025年度以降はその3倍になると見込まれる。

市区町村も、元年度と今年の実績を検証し、より効果的な用途の工夫が求められる。

<参考資料>

- ◆ 令和元年度における森林環境譲与税の取組状況について（令和2年10月 総務省・林野庁）  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000713738.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000713738.pdf)
- ◆ 令和元年度 東京都 森林環境譲与税 使途一覧  
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/2722d59b845ec436838f604d7526bbca.pdf>
- ◆ 森林環境譲与税をめぐる動向 ― 自治体別譲与額と2020年度地方財政計画による制度変更 ― 其田茂樹（自治総研2020年6月号）  
<http://jichisoken.jp/publication/monthly/JILGO/2020/06/ssonoda2006.pdf>
- ◆ 都内市区町村 令和元年度森林環境譲与税の一覧（PDF）